

令和3年度 事業計画書

社会福祉法人創隣会

社会福祉事業：きずな・きりん・こぼと寮

公益事業：あいりん・かりん・みらいと・ほっとも・ひきこもり・つくし

シルバーピア・わがまる

令和3年度 認知症高齢者グループホーム きずな 事業計画

1 運営方針

グループホームきずなは、平成17年12月に開設し16年目を迎えている。利用者、職員、家族、きずなに集う人々とのきずな、そして、地域の方々とのきずなを大切に、認知症の方でも安心して暮らせる家をめざしている。

今年度も入居施設としてだけでなく「地域密着福祉拠点」としその機能を発揮できるように、運営を進めていきたい。利用者の生活の質の向上を地域交流や家族連携を通して行えるように取り組んでいく。徐々に重度化が進んでおり（要介護5 3名）今後入退所が予測される。地域包括支援センターとも連携を取りながらスムーズに行えるように対応していく。

2 事業目標

① 地域交流活動

日常的な行事や季節行事を企画・立案すると共に、地域社会との交流を念頭において利用者の生活の援助を行う。（自治会活動や児童、園児との交流、体験学習の受け入れ等）

② 個別アセスメントによるケアプランの作成・確認・実施・振り返り。

本人、家族、介護支援専門員、現場職員との密な情報交換により一人一人に適した統一ケアが行えるように努力する。本人の変化にいち早く気づき機能低下につながるポイントを見逃さないようにする。

③ 職員研修の実施。

職員のスキルアップや情報提供、事例検討を行う。さらに職員の心身のストレスにも留意し健全な状態の維持を目標とする。

④ 運営推進会議

平成18年度より定期開催を行っているが、会議では施設からの報告と参加者間での意見交換の時間を取り会議の機能を高めたい。また、身体拘束やヒヤリハットについても推進会議で報告を行う。コロナ禍においては書面にて開催。

⑤ 防火体制の充実

防火管理体制については消防計画にのっとり安全な生活環境の提供を図りたい。グループホームでの火災で悲惨な事故も発生しているので消防署との関係も取りつつ安全性を高めたい。自主訓練結果の実施報告も消防署に届出を遅滞なく行うようにする。

3 事業収入

入居稼働率の目標は平均8.64名（96.0%）とした。日常の利用者の健康状況を的確に捉え異常発見時は早期に対処し医療機関との連携を図る。また、やむなく退所となるケースが生じた際はスムーズな退所が出来るように支援し、退所後の生活の場の確保が出来るように援助する。新入居候補者については、入所待機者の中または、日野市、居宅介護支援事業所等と連携し本人、家族の状況を早めに把握しておく。

4 行事計画

- ① 季節行事 花見、端午の節句、七夕、夏祭り、敬老の日、クリスマス会、イルミネーション見学会、初詣、豆まき、桃の節句等。但しコロナ禍においては、外出を控え施設内行事へ変更する。
- ② その他の行事 誕生会(希望の食事を出前にて調達)、介護予防教室への参加、防災訓練、なつかしい歌の音楽会、市内GH運動会、他施設との交流やリクリエーション、外食行事(年3回程程度)、演奏会等

5 職員配置

ホーム長、介護支援専門員、介護職員
(常勤2名、非常勤7名)

6 介護計画

居室担当者と介護支援専門員にて日頃の入居者の生活状況を把握し適切な介護計画が立案され実施されるように努める。入居者の変化に気づき心身の状態に適した援助、支援がなされるよう職員間での情報の共有化も図る。本人や家族を交えたケース会議の開催も行い入居生活の情報提供も積極的に行う。

7 日常生活費管理

食費と日用品費については年に2回、使用状況の確認を行い精算する。

8 施設整備

建物内の不具合の箇所や危険箇所の確認作業を日頃から行う。また、エアフィルター、温水器、床ワックス、のメンテナンス作業も実施する。エレベータ保守・点検・防災設備点検の委託も継続する。

9 健康管理

利用者は日野市の実施している高齢者健診の受診を行いました、協力医療機関(嘱託医小松医院)との連携を図る。

職員も健康診断を受けられるように社会保険八王子健康管理センターの受診を調整する。インフルエンザのワクチン接種も実施する。

10 地域密着型事業所連絡会、グループホーム連絡会

東京都・日野市の連絡会に参加し情報交換を行い連携も図る。

11.第三者評価の受審・公表

今年度は自己評価を行いサービスの質の向上に努める。

12.実習生の受入

近隣の中学校からの体験実習等の受入依頼に可能な限り対応する。

13.その他

施設、備品等の老朽化も進みメンテナンスや交換の必要も増えるので運営に支障をきたさないように整備していく。

令和3年度（2021-22年） リハビリデイきりん 事業計画

1、運営方針

今年度も、以下の事業理念に基づいたサービス提供を実施していく。

- ①利用者の「生きる力」を引出し、心身の健康を維持・増進することをめざす。
- ②利用者のリハビリテーションに主眼をおいたデイサービスセンターをめざす。
- ③利用者との、また利用者同士のコミュニケーションを重視した運営をめざす。
- ④利用者の日常生活動作の改善と行動変容、日常生活における自立支援をめざす。
- ⑤利用者の心身の状態に応じた無理のない個別プログラムの実施をめざす。

日野市介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）通所型サービスと地域密着型通所介護サービスを中心に、自立支援に資する事業展開をする。要支援、要介護状態の維持・向上を重点テーマとし、運動（リハビリテーション）を中心としたサービス提供を実施する。同時に自立支援・介護予防の視点にたち地域活動も積極的におこなう。

令和3年度も引き続き、総合事業において事業所評価加算を算定（1年間有効）する。総合事業・地域密着型通所介護とも、コロナ禍や社会情勢の影響による利用状況に注視し事業運営をおこなう。介護保険事業にとどまらず、地域住民の運動（リハビリテーション）支援拠点となるよう、地域活動にも積極的に取り組んでいきたい。数値目標として、要支援クラス（総合事業）・要介護者クラスとも、月間稼働率80%とする。

2、重点事業計画

- ① リハビリテーション・運動の充実
 - ・「自立支援介護・パワーリハビリテーション」の基本理論を丁寧に実践する。マシン以外の運動と合わせて、質の高い自立支援に資するサービス提供に取り組む。
- ② リハビリテーションの展開と心身機能・参加・活動へのアプローチ
 - ・自立支援・介護予防と介護保険事業につながるよう、地域活動に関わる。（講師派遣実施。高齢期の健康づくりの推進に関する地域活動に参画）

3、利用者確保の取り組み策

- ① 日野市内の地域包括支援センターと居宅介護支援事業所に案内する。
- ② 地域リハビリテーション活動への講師派遣を通じて、事業所の周知をおこなう。

4、従業者の研修

- ①職員会議を開催し、問題点の検討・解決を図る。
- ②パワリハ研究会等、外部の研修意義のある講習会に、適宜参加。
- ③講習会・研修会・会議で、職員研修を行う。

5、サービス提供計画

- ① 定期的にサービス内容全体の評価・確認。(通所介護計画の作成・実施)
- ② 3ヵ月毎に身体状況及び日常生活環境の評価・確認。(個別訓練計画の作成・実施)

6、対象者

要支援高齢者／総合事業対象者／要介護高齢者
一般介護予防対象（概ね 65 歳以上の高齢者）

7、実習生の受入

東洋大学、東京福祉専門学校等からの実習生を受入れ、福祉人材創出の支援を行う。
また、体験実習等の受入依頼にも可能な限り対応する。(創価大学看護学部等)

8、運営日程・時間

曜日	午前 9：30～11：30（総合）	午後 13：30～16：45（介護） 午後 13：15～15：15（総合）
月	総合事業	地域密着型通所介護
火	総合事業	総合事業
水	総合事業	地域密着型通所介護
木	総合事業	総合事業
金	総合事業	地域密着型通所介護
土日祝祭日	定休日	定休日

9、職員配置（総職員数 11 名）

管理者	1 名（常勤）	生活相談員 兼務
生活相談員	3 名（常勤）	管理者/介護職員 兼務
理学療法士	1 名（常勤）	
看護師	4 名（非常勤）	機能訓練指導員 兼務
介護職員	2 名（常勤）	生活相談員 兼務
	2 名（非常勤）	

令和 3 年度（2021-22 年）より、人員配置の変更を実施

令和3年度 グループホームこぼと寮 事業計画書

1. 事業運営の基本方針（基本理念、方針）

- (1) 利用者の自立生活を支援するために共同生活の場を提供する。
- (2) 利用者個々の心身の状態をアセスメントして個別支援計画に基づき生活支援する。
- (3) 病状の変化に留意し、医療や日中作業者との連携を図る。
- (4) 利用者の自立機能を生かし過度な介入はせずに生活の維持継続を目指す。
- (5) 日中の活動が継続できるように事業所とも連携し利用者の生活を見守る。
- (6) 日野市障害福祉課、生活福祉課との連携も図り利用者に対し適切なサービスの提供を行う。
- (7) 利用者の心身とも安定した生活を送られるよう環境を整える。

2. 利用者確保の取り組み策

利用中の方々の健康管理と心身の状態観察を行い、日野市障害福祉課と連携して利用者の入退所を調整する。必要に応じて市内の通所施設に施設状況を伝える。

3. 従業者の状況

管理者（1名）・サービス管理責任者（兼務）・世話人（6名）・生活支援員（1名）の雇用の継続。

4. 従業者の研修

障害福祉サービスについての研修会への参加や定期ミーティングの開催を検討する。

5. 第三者評価については、今年度は自己評価にて点検を行う。

6. 障害賠償責任保険加入の有無

あいおい損害保険会社と福祉サービス総合保険の契約を取り交わす。

7. サービス提供計画

- ①利用者一人一人のアセスメントを行い、個別支援プログラムを作成する。
- ②定期的に支援経過のモニタリング、振り返りを行い生活状況の評価、修正を行う。
- ③必要に応じて計画相談担当者、障害福祉課、作業所職員、地域生活支援センターを交えたケース会議の開催にて支援計画に対し助言を請う。
- ④日野市の移動支援サービスを利用し、余暇活動の計画を立て実施する。
- ⑤健康運動士によるリハビリ体操を実施し利用者の運動不足の解消を図る（土曜日に実施）。

8. 利用者数

定員6名（欠員が生じた場合に早期に対応できるように常に留意する）

9. 資金計画（運転資金）

- ①都加算の費用支援も受け人件費配分を適切に行い安定的な経営を図る。
- ②稼働率は年間を通して80%以上をキープする。
- ③処遇改善加算等の分配を行う。

2021年度 日野市地域包括支援センター運営業務 事業計画（年間）

日野市地域包括支援センター・あいりん

《運営方針》

担当地域の高齢者やその家族が安心して生活ができるよう初期総合相談窓口としての機能を高めるように職員全員が関わって努めていきます。介護予防支援においては自立した生活を住み慣れた地域で継続できるように、介護予防計画の作成に努め要介護状態への移行をくい止めることを目標とします。また、誰もが住みやすい町づくりを目指して地域の各種団体との連携を深め行政との連絡調整も図り運営を進めていきます。日野市地域包括支援センター運営方針に基づき地域の高齢者やその家族が安心して生活できるように努めます。

《職員体制及び運営時間等》

1) 管理者

樋口ゆかり

2) 職員体制

高瀬和枝（認知症地域支援推進員：保健師）

本村雄一・吉山美和子（社会福祉士）

樋口ゆかり（管理者：主任介護支援専門員）

小林 梓（生活支援コーディネーター：介護支援専門員）

泉美美和（主任介護支援専門員）

富村晋也（社会福祉士、介護支援専門員）

新田浩子（介護支援専門員）

3) 開設日時

月曜日から金曜日（祝祭日、12月29日～1月3日を除く）

午前9時から午後6時まで

運営日時以外の対応：電話転送による対応

4) 担当地区

多摩平3丁目～7丁目、日野台4,5丁目、大坂上

5) その他

インセンティブ業務に係る支払回数：年2回

《業務の実施計画》

業 務 名	回数（件数）	
介護予防の知識の普及活動(包括が主催) <年1回以上>	2	回
システム入力記録作成	1000	件
在宅医療と介護の連携推進多職種勉強会の開催<概ね年2回以上>	3	回
認知症サポーター養成講座の開催 <年4回以上>	6	回
認知症サポーターステップアップ講座又は研修の開催<年2回以上>	3	回
認知症家族支援交流会の開催<年4回以上>	6	回
オレンジ広場（認知症カフェ）等の開催	2	回
地域ケア会議（自立支援・介護予防に向けた地域ケア会議1回以上）の開催	2	回
第2層協議体の開催<年2回以上>	3	回
高齢者熱中症予防のための個別訪問	500	件
地域密着型通所介護運営推進会議への出席	2	回

《事業計画》

1. 介護予防ケアマネジメント業務

ア) 介護保険、生活支援サービスの提供（ケアプラン作成）

個々の要支援者の心身状況や置かれている環境等に応じて本人の選択に基づき適切なサービスを提供します。また、サービスの提供やモニタリング等を円滑に実施できるよう人員体制の確保に努めます。

イ) 介護予防に資する各種イベントの開催（包括主催）

介護予防に関する地域の高齢者のニーズ把握に努め、ニーズに応じた介護予防に資する知識の普及啓発活動を開催します。（年2回）

2. 総合相談支援

ア) 初期段階での相談対応及び継続的・専門的な相談支援

高齢者本人、家族、地域住民、その他の関係者等からの多様な相談に対し、専門職として親切、丁寧、的確、迅速な対応を行います。また、誰でも安心して相談してもらえるよう相談しやすい環境づくりや個人情報、相談時のプライバシーの確保に努めます。必要に応じて相談後も継続的に関わりを持ちながら、適時必要な支援等を行います。さらに、高齢者のデレディングサポート（終活支援）に関する相談や助言も積極的に行います

イ) 支援にあたり必要となる地域のネットワーク構築

地域で心配な高齢者の情報が地域の関係者から迅速かつ円滑にセンターに集まり、相談や支援等に早期につなげることができるよう、介護サービス事業者、医療機関、民生委員、見守り推進員、自治会、ボランティア、協力事業所などと顔の見える関係性を構築するとともに、必要な情報を関係者と共有するなどして、その関係性を更に強めていきます。

ウ) 地域の高齢者の状況の実態の把握

担当地域内の高齢者本人に関する基本的な情報のほか、家族の状況、緊急連絡先、支援サービス計画の内容や実施状況、サービスの利用意向などの情報についても把握できるよう努めます。

エ) 高齢者の実態把握情報の地域包括支援センターシステム（FHIT）への記録

訪問、相談、関係機関・関係団体・関係者等からの情報提供により得られた担当地域内の高齢者の様々な情報については、速やかに、かつ漏らさず地域包括支援センターシステムへ記録し、市と情報の共有を図ります。また、把握した情報から地域の課題やニーズの発見に努めます。

3. 権利擁護

ア) 成年後見制度の活用促進

①成年後見制度に関する周知

成年後見制度に関する情報を担当地域内の様々な機会です時周知します。

②成年後見制度に関する相談

利用支援制度利用に関する相談があった場合は、制度について分かりやすく丁寧に説明するとともに、必要に応じて申立手続きの支援を行います。

③市長申立制度の利用支援

成年後見制度の利用が必要であるにも関わらず、親族による申立てが期待できない場合は、市長申立制度の利用ができるよう市と調整を行います。

イ) 老人福祉施設等への措置の支援

虐待等の困難ケースにおいて、措置による施設入所等の必要が生じた場合は、市と連携し円滑な支援が行われるよう努めます。

ウ) 高齢者虐待への対応

①日野市高齢者虐待対応・防止マニュアルに基づく適切かつ迅速な対応

虐待の早期発見に努め、虐待又は虐待の疑いがある場合は、日野市高齢者虐待対応・防止マニュアルに従い速やかに対応します。

②市や多職種との連携

虐待対応においては、市、警察、保健所などの機関やその他の関係者との連携を図り、適切かつ迅速に対応します。

エ) 困難事例への対応

困難事例に対しては、地域ケア会議等を積極的に開催し、市関連部署や様々な関係機関との連携のもと、チームによる支援体制を構築するための調整を図るとともに、地域包括支援センターが一体となって対応します。

オ) 消費者被害の防止

①担当地域内の被害実態の把握

高齢福祉課、日野市消費生活相談室、民生委員、自治会、ケアマネジャー、介護サービス提供事業所などとの連携の中で、担当地域内における高齢者の被害状況の実態把握に努め、被害防止のための様々な情報を高齢者宅の訪問時や相談協力員連絡会の場などにおいて提供し、注意喚起を行います。

②日野市消費生活センターとの連携

高齢者の被害を発見した場合は、日野市消費生活センターなどと連携し、問題解決のために必要な対策を講じます。

4. 包括的・継続的ケアマネジメント支援

ア) 包括的・継続的なケア体制の構築業務

地域の様々な社会資源とケアマネジャーとの顔の見える関係性を強化・支援するため、年2回ケアマネ交流会を開催し、施設、在宅それぞれにおける包括的・継続的なケア体制を構築します。

イ) 地域における介護支援専門員ネットワークの構築・活用

地域のケアマネジャーやその他の関係者などが情報交換や資質向上を図る場として、年2回研修会、勉強会、交流会等を開催します。また、研修会等の開催情報は、年度初めにケア倶楽部等を利用してケアマネジャーに周知するなど、ケアマネジャー間のネットワーク構築と日常的な業務の円滑な実施を支援します。

ウ) 介護支援専門員に対する日常的個別指導・相談

ケアマネジャーから相談があった場合は、専門的な見地から適時具体的かつ的確な対応を行うとともに、必要に応じて情報提供や後方支援等を行います。さらに、相談内容からケアマネジャーのニーズや地域課題を把握し、ケアマネジメント支援に活かしていきます。

エ) 支援困難事例等への指導・助言

支援困難な事例を抱えるケアマネジャーに対しては、関係者との連携を図りながら、具体的かつ適切な対応方法や支援方針等について、指導・助言します。

5. 多職種協働による地域包括支援ネットワーク構築

地域包括ケアシステムの中核的な機関として、地域ケア会議などの多職種連携のための効果的な手法を用いて、多様な社会資源を有機的に連携させることにより、包括的支援事業を効果的に実施します。

6. 医療と介護の連携推進

- ①担当地域内または、日常生活圏域内での医療と介護の連携推進勉強会の開催（年3回）
担当地域内において、介護と医療の関係者を中心とした多職種による勉強会等を開催するなど、地域の専門職間の顔の見える関係づくりをさらに広げていきます。
- ②多職種連携研修会への参加
市や日野市医師会等が主催する、多職種連携を目的とした研修会に積極的に参加し、顔の見える関係づくりに力を入れるとともに、さらに1歩踏み込んだ多職種連携ができるよう勉強会の開催について、工夫し発展させます。

7. 認知症施策の推進

- ①認知症サポーター養成講座の開催（年6回）
老人会、自治会、自主グループ、介護保険サービス提供事業所、小・中学校等に対して働きかけを行い、積極的な講座開催に努めます。また、認知症サポーター養成講座受講後のサポーターの活動の場を促進するために市民キャラバンメイトの創出につながる環境を整備していきます。
- ②認知症サポーターステップアップ講座または、ステップアップ研修の開催（年3回）
認知症地域支援推進員を中心により多くの認知症サポーターが認知症の方を支援する担い手として活躍できるよう、講座やチームオレンジ立ち上げのための研修内容を工夫し実施します。
- ③認知症家族介護者交流会の開催（年6回）
家族介護者間の情報交換の場を設け、家族介護者の精神的な負担の軽減を図るとともに、担当地域の新たな参加者の掘り起しに努めます。
- ④オレンジ広場（認知症カフェ）等の開催
認知症のご本人やご家族が、同じ悩みを共有し、情報交換し、お互いに安否確認をしたり、介護者の孤立を防ぐためにも住み慣れた地域で交友関係を深められるよう、オレンジ広場（認知症カフェ）を主催または共催で開催します。
- ⑤認知症対策推進会議への参加（年6回）
認知症地域支援推進員は、市主催の認知症対策推進会議に参加し、市との緊密な連携体制のもと、認知症関連事業を推進するための検討を行います。
- ⑥認知症地域支援推進員を中心とした支援体制の構築
認知症高齢者やその家族等に対する支援については、認知症地域支援推進員を中心とした支援体制のもと、地域包括支援センターが一体となって対応します。また、認知症疾患医療センター、若年性認知症総合支援センター、認知症初期集中支援チームなどの支援機関と連携し、認知症早期対応システムの構築に努めます。
- ⑦認知症初期集中支援チームの活用
認知症発症の初期段階から認知症初期集中支援チームを活用しMC Iの早期発見に努め、認知症の進行を遅らせ在宅生活が維持継続できるようにチームと共に予防支援のサポートに努めます。
- ⑧日野市認知症徘徊高齢者SOSネットワークの拡充に努めます。

8. 地域ケア会議の開催

- ①地域ケア会議及び自立支援介護予防に向けた地域ケア個別会議の開催（年2回）
包括的支援事業の一環として、幅広い地域の多職種の視点により、それぞれの専門性に基づくアセスメントやケア方針について検討を行います。また、検討を通じて、高齢者に対する包括的ケアと自立支援に資するケアマネジメントの実践力を高め、保健・医療職やインフォーマルサービス等を含めた地域包括支援ネットワークの構築、地域課題の発見、地域づくり及び資源開発を目的とした地域ケア会議を開催します。

9. 第2層生活支援コーディネーターの配置及び第2層協議体の開催

- ①第2層生活支援コーディネーターを配置します。
生活支援サービスの提供体制の整備を推進します。
- ②第2層協議体の開催（年3回）
第2層協議体を開催し、多様な主体間の定期的な情報共有、住民等のネットワークの構築、地域の支援ニーズと多様な主体の活動のマッチング、地域資源の充実（強化・開発）を行います。

10. その他業務

ア) 高齢者一般施策に関する業務

地域の高齢者が必要に応じて適時、市の高齢者一般施策を円滑に利用することができるよう相談、助言、情報提供、手続き支援等を行います。

イ) 高齢者見守り支援ネットワークに関する業務

①地域の見守り体制の構築支援

見守りが必要な高齢者には、対象高齢者としての登録を働きかけるとともに、ふれあい見守り推進員の登録についても地域内で広く呼びかけ、最適な両者のマッチングを行います。

②協力事業所の獲得

担当地域内で新たな商店や事業所などが開設された場合は、協力事業所としての登録を積極的に働きかけていきます。

③高齢者見守り支援ネットワーク事業の周知

個別訪問時やセンター主催の各種イベント、センター以外が主催する各種イベント等でチラシを配布するなど、高齢者見守り支援ネットワーク事業の周知、説明を行います。

④見守り支援ネットワーク地区連絡会の開催（年2回、10・3月）

地区連絡会の開催にあたっては、見守りふれあい推進員が継続して地域で活躍してもらえよう、地域の情報を適時提供するとともに、消費者被害や地域の防災対策などについての情報提供なども行います。

ウ) 地域包括支援センター相談協力員との連携に関する業務

①相談協力員連絡会の開催（年4回、5・10・1・3月）

相談協力員連絡会の開催にあたっては、担当地域内の最新状況やセンターによる高齢者の支援経過、その他地域で発生している問題等についてできるだけ詳しく説明し、相談協力員との情報共有を図ります。また、相談協力員から地域の高齢者の情報を収集し、実態把握を行います。また、小地域を対象としたブロック会議を開催しより細やかに地域の状況の把握に努めます。

エ) 高齢者熱中症予防の注意喚起に関する業務

①地域の見守り体制の構築

支援個別訪問を行う際は、高い効果が得られるよう時期や方法などを工夫して行います。個別訪問以外の周知についても、地域の関係機関と連携を図りながら、適切なタイミングでチラシ等の配布を行います。

オ) 地域包括支援センター連絡会等の開催

①地域包括支援センター連絡会（概ね年12回）を開催する中で、支援センター相互の情報交換も含めた連絡調整及び研修等を実施していきます。

②生活圏域単位の連絡会（概ね年6回）を開催する中で、支援センターの地域における問題・課題等を生活圏域の地域課題に集約する協働体制を構築していきます。

カ) 地域密着型通所介護事業所が主催の運営会議に出席

運営推進会議に出席し、地域密着型の事業所の運営に、地域包括支援センターとして直接関与することで、会議が果たすべき目的を達成できるよう支援していきます。（年2回）

キ) その他

- ・地域力強化推進事業「わがまる」への参加
- ・療養相談会開催支援
- ・スーパーバイザー事例検討会への出席
- ・地域懇談会への出席
- ・子ども家庭支援センターネットワーク会議への出席
- ・成年後見ネットワーク（権利擁護日野）会議への出席

令和 3年度 事業計画
(居宅介護支援事業所 かりん)

1 事業運営の基本方針

- ①利用者の有する能力を引き出し、自立した在宅生活が住み慣れた地域で続けられるように介護保険サービスの適切な利用計画を提案する。
- ②要介護認定を受けた方とその家族に介護保険サービスの紹介と利用方法の説明、諸手続きの支援を行い介護保険制度や自治体の高齢者施策を有効に利用できるように支援する。
- ③関係機関との連携を図り利用者に必要な情報の提供を行う。また、利用者や家族との信頼関係が保てるように努め、介護支援計画の作成を行う。
- ④近隣の医療機関や行政機関とも連携を図り、介護保険サービスを必要とする方に対し切れ目なくサービスの提供が行えるように調整を行う。

2 利用者確保の取組策

地域包括支援センターや病院と連携し処遇困難ケースや要緊急対応ケースに積極的に対応し介護保険サービスの提供を実施する。

3 従業者の採用状況

管理者 1 名 (主任介護支援専門員) の他介護支援専門員 1 名を配置しその業に充てる。
今後は状況を見ながら増員等事業所の拡充を図る。
令和 2 年 1 2 月に職員 1 名退職したが、令和 3 年 4 月以降に産休職員 1 名復帰予定。

4 従業者の研修

社会福祉協議会・日野ケアマネ協議会等がおこなう外部研修や事例検討へ積極的な参加及び内部研修の企画をおこない、ケアマネジメントの質の向上を目指す。

5 損害賠償責任保険加入について

福祉施設総合保険に加入しており居宅介護支援事業所職員の業務においても損害賠償保険の適用の範囲とする。

6 サービス提供計画

サービス提供地域の自治体や地域包括支援センターに対し事業所設置の周知を図り連携を取りながら利用者に適した介護計画書の作成にあたる。

7 利用者見込み数

同法人で運営する地域包括支援センターと連携して新規の要介護認定者に対しスムーズなサービス提供が行えるように体制を整え対応する。また、他法人運営の地域包括支援センターへも積極的に働きかけをおこない利用者確保に努める。
利用者数は上限 介護 100 件 の利用者確保を目指す。

8 資金計画（運転資金）

令和2年3月より特定事業所加算Ⅲを取得してたが、上述の通り職員の退職があり令和2年12月末で加算取り下げをおこなう。4月以降産休職員が復帰を予定している為、再度加算を取得し収支の改善を図る。

令和3年度日野市生活困窮者自立相談支援事業業務計画書

(くらしの自立相談支援窓口みらいと サテライトセンター)

1. 事業概要
この事業は、経済的な問題のみならず、家族間の問題、健康上の問題、精神保健的な問題等複合的な問題を抱えた生活困窮者が困窮状態から早期に脱却することを支援するものであり、生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)に基づき、自立相談支援機関が相談者の状態に応じて「包括的な支援」「個別的な支援」「早期的な支援」「継続的な支援」等を実施することにより、経済的・社会的自立を目指すものです。
あわせて、生活困窮者を包摂する地域づくりや生活困窮者の社会的自立等に向けた官民協働による地域ネットワーク体制の構築を図ることを目的としています。
2. 実施期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
3. 実施地域
日野市内全域
4. 受託場所
日野市多摩平三丁目5番地の21 及び日野市の定める場所
5. 受託内容
自立相談支援事業
 - (1) 支援対象者
経済的問題、健康問題、家庭問題等様々な問題を抱え、現に困窮の状態にある者及び今後困窮の状態に向かうおそれのある者で、日野市内に居住している者
 - (2) 実施日・実施時間
 - ① 実施日 以下の「実施しない日」を除く月曜日から金曜日までの毎日
※ 実施しない日 … 原則土曜日、日曜日、祝日、年末年始(令和3年12月29日から令和4年1月3日まで)、及び日野市と当法人との協議により特に定める日
 - ② 実施時間 午前8時30分から午後5時15分まで
※ 実施しない時間帯 … 当法人の規定による休憩時間帯
なお、相談及び支援の状況により、上記実施日・実施時間に関わらず対応を行う場合あり
 - (3) 臨時出張相談会(日野市ひきこもり対策支援事業と共催)
実施場所 日野市の定める場所
(日野市立福祉支援センター(高幡1011番地)1階第二会議室を予定)
 - (3-2) 実施日・実施時間
 - ① 実施日
令和3年6月5日、9月4日、12月4日、令和4年3月5日
(いずれも土曜日)
 - ② 実施時間
別途協議によって決定(午前10時30分～午後4時30分を予定)
※ 実施しない時間帯 … 当法人の規定による休憩時間帯
 - (4) 事業内容
相談支援等のサテライト事務所に相談支援員等を配置し、以下の業務を行う
 - ① 相談支援業務
 - ア 生活困窮者からの相談に早期かつ包括的に対応する相談窓口を設置する。
相談受付については、電話相談、相談者の来談、関係者からの情報提供のほか、窓口まで来ることができない者への対応として訪問支援等を行う。
 - イ 相談者からの相談内容に応じて、関係機関へのつなぎ支援の他、インテーク後に継続的支援を必要と判断された相談者については、モニタリング・アセスメントを経て「自立支援計画」の案を作成する。作成された計画案は支援に携わる関係者による「支援調整会議」を開催し、目標と役割分担を確認、連携し支援に取り組む。
 - ウ 相談者の解決したい課題によって、適宜生活困窮者自立支援法に基づく各種事業(住居確保給付金、家計改善支援事業、就労準備支援事業、子どもの生活・学習等支援事業)や、他の福祉的支援の諸事業、保健医療制度による支援、その他地域の社会資源と有機的に連携した総合的な支援ネットワークにより、相談者を支援する。また他者との関係構築に課題を持つ相談者に対しては、個別支援のみならず、複数の相談者に対し同時にグループワークの場面設定を活用した支援を実施する。
 - エ 相談者への支援を開始後も適宜モニタリング・アセスメントを実施し、課題把握とその解決に務め、自立に向けた継続的な支援を行う。
 - オ 複合的な課題を抱えた生活困窮者を早期に把握するための関係機関とのネットワークを構築し、これを活用して相談者が自立した後も見守り活動を行うものとする。

- ② 支援記録
業務管理においては、日野市より借り受けたパーソナルコンピュータにより、生活困窮者自立支援事業用ソフトウェアに搭載された、国の定める標準様式の帳票類及び入力・集計ツールを使用する。支援内容についてはこれら帳票を用いて記録を作成する。記録の管理については個人情報の取り扱いに十分配慮した上で遺漏なく行い、適切に保管し、日野市からの要請があれば速やかに提出する。

- ③ 留意事項
ア 業務の実施にあたり支援対象者から利用料は徴収しない。
イ 支援対象者と業務従事者間のトラブルの対応は、原則として当法人の責任において迅速かつ誠実に対応するとともに日野市へ報告を行う。当法人において対応できないクレームが発生した場合、迅速に日野市に報告を行い、対応を協議する。
ウ プライバシー等に配慮した、相談支援業務が円滑に実施できる十分なスペースを確保する。
エ 本事業に従事する相談支援員等への研修を定期的に開催し、資質の向上に努める。また国が実施する各支援員養成研修等で日野市が参加を指示した研修については、受講可能な範囲で参加するよう努める。
オ 業務の遂行にあたっては常に公平・公正な姿勢を保つことを心がける。
カ この他、業務の性質上必要な事柄については、適宜日野市と当法人で協議を行い実施する。

6. 業務体制

(1) 人員配置

本業務を効果的かつ効率的に実施するにあたり、以下の通り相談支援員等を配置することを基本とする。また、主任相談支援員等は原則として厚生労働省が実施する養成研修を受講し、修了証を受けた者とする。但し当分の間は、この限りではない。

① 主任相談支援員

ア 業務

- ・相談業務全般の管理及び統括。他の支援員の指導及び育成。
- ・困難ケースの対応など高度な相談。
- ・関係機関及び団体との連携。
- ・地域の社会資源の開拓及び連携。

イ 資格

以下のいずれかの要件と同等の能力がある者

- ・社会福祉士、精神保健福祉士及び保健師として、保健・医療・福祉・就労・教育等の分野における業務に5年以上従事した経験を持つ者であり、かつ生活困窮者への相談支援業務に3年以上従事した経験を有する者。
- ・生活困窮者への相談支援業務その他の相談支援業務に5年以上従事した経験を有する者。
- ・相談支援業務に準ずると認められる業務に5年以上従事した経験を有する者。

② 相談支援員

ア 業務

- ・窓口及び電話相談の対応。
- ・相談を受け、内容により適切にスクリーニングし必要に応じて関係機関に繋ぐ。
- ・自立支援計画書の作成、及び相談記録の管理等。
- ・計画に基づく支援及び訪問支援等のアウトリーチ。
- ・面接の受け方指導等の就労支援。

イ 資格

- ・社会福祉士またはこれと同等の能力を有する者であって、相談支援業務に従事した経験を有する者。

③ 就労支援員

ア 業務

- ・アセスメント結果を踏まえ、就労開拓に関する様々な社会資源を活用し、能力開発、就業訓練、就職支援、無料職業紹介、求人開拓等を行う。
- ・公共職業安定所や協力企業と連携を図り就労支援を行う

イ 資格

- ・キャリアコンサルタント、産業カウンセラー等の資格を有する者や就労支援業務に従事している者(従事していた者も含む)等就労支援を適切に行うことができる者。

(2) 人員体制

主任相談支援員…常勤職員1名 相談支援員…常勤(兼務)または非常勤職員1名以上
就労支援員は、当面相談支援員がこれを兼務する。

生活困窮者の相談状況により、実情に応じて柔軟に対応し、職員の適正な配置を行う。

7. 提出書類等

- (1) 業務計画書 (年度当初)
- (2) 事業実績報告書 (当月分を翌月10日まで、ただし3月分については3月末日まで)
- (3) 業務完了報告書 (年度終了後)

令和3年度
日野市子どもの学習・生活支援業務（ほっとも☀たまだいら）

業務計画書

1 業務概要

家庭環境や社会生活上の課題を抱えている生活困窮世帯等の子どもを対象として、居場所や学習の支援を行い、コミュニケーション能力や学習習慣の習得を目標とする。貧困の連鎖を食い止め困難を抱えた生活困窮者等の子どもの社会的自立を図ることを目的とし継続的な支援を実施する。

2 職員体制及び実施時間等

1) 職員体制

統括管理者 1名

① 居場所支援 指導員 1名以上

学生サポーター 2名以上

② 学習支援 コーディネーター 1名以上

学生サポーター 2名以上

2) 実施定員・時間

①居場所支援 15名程度 週に2回 概ね16:30~20:00

②学習支援 10名程度 週に2回 概ね16:30~20:00

③送迎・反省会 スタッフ 20:00~21:00

3) 実施期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日

4) 実施場所

日野市多摩平 3・5・21 特定非営利活動法人愛隣舎内

3 対象者

1) 居場所支援 小学生から高校生

2) 学習支援 中学生・高校生

4 対象地区

日野市全域（主に二中、四中地区）

5 事業計画

1) 居場所支援

① 学習習慣の定着指導や勉強方法の指導を行い、ひとりで勉強する力を身に付けてもらう。

② レクリエーションや食事づくりや提供を行い生活習慣の改善を目指す。

③ 気軽に相談できる環境を作る。

④ 個別の生活相談を行い、生活様式の改善を図る。

2) 学習支援

① 学力が遅れ気味な中学生に対し、個別の学力に応じた学習プラン（目標）を作成し高校入学を目標とする。

② 高校受験に備えて、親や学校と情報共有を行いながら受験情報の提供などを行う。

3) フォローアップ

高校進学後の生活状況を見守り、引き続き社会的自立ができるよう継続支援（助言）を行う。

4) 関係部署との連携

当該事業に関わる、関係機関（スクールソーシャルワーカー、子ども家庭支援センター、生活福祉課等）と連携を図り個別支援を実施する。支援困難事例等では支援調整会議等に参加し情報の共有を図る。

5) その他

① 保護者への助言の実施

② アウトリーチ支援の実施

③ 保護者会の開催

④ 支援調整会議への参加

⑤ 子ども家庭支援センターネットワーク会議への参加

6 年間計画

1) 夏休み・冬休み期間の事業実施について

事業実施時間帯の延長や繰り上げ等を行い、実質的な事業成果を図る。

2) イベントの開催企画

参加者間の交流を深めるためにイベント（レクリエーション）等の開催企画を行い実施する。

3) 学生ボランティアの活用

子どもの数に応じて学生ボランティアの活用を検討し、イベントやレクリエーション開催時に協力を得る。

4) 研修会への出席

セーフティネットコールセンターで主催する勉強会にできるだけ多くのスタッフが参加して資質向上を目指す。

5) 感染症対策

感染症の対策としてマスクの使用や手洗い、手指の消毒を徹底する。感染拡大の状況によっては、時間短縮や2班制の導入など主管課と調整して子どもの安全を確保する。

日野市長 様

令和3年度日野市ひきこもり対策支援事業 業務計画書

1 事業概要

この事業は、ひきこもりなどの問題を抱える家族及び本人を対象に、個別相談を実施します。相談者に対しては、各々の事情に応じた情報の提供及び支援機関等の紹介を行います。またアフターケアとして訪問支援も実施します。当事者本人の必要に応じて個別に対応し、ひきこもりなどの状態から社会参加ができるよう支援を行います。これらと並行して、ひきこもり問題に関心を持つ一般市民・支援者向けに情報提供を行う「セミナー」を実施します。また、同様の境遇にあるその家族を対象に活動を行っている地域団体との連携を図ります。

2 実施期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

3 個別相談 概要

-1 対象者

ひきこもりなどの状態にある本人及び家族

-2 委託場所

日野市役所 本庁舎2階 面接室、福祉支援センター1階 第2会議室、及び日野市が指定する場所

-3 委託場所における個別相談 開催予定日時

(日野市役所分)

第1回	令和3年 4月21日(水)	10時30分から	16時30分まで
第2回	令和3年 5月19日(水)	10時30分から	16時30分まで
第3回	令和3年 6月16日(水)	10時30分から	16時30分まで
第4回	令和3年 7月14日(水)	10時30分から	16時30分まで
第5回	令和3年 8月18日(水)	10時30分から	16時30分まで
第6回	令和3年 9月15日(水)	10時30分から	16時30分まで
第7回	令和3年10月20日(水)	10時30分から	16時30分まで
第8回	令和3年11月17日(水)	10時30分から	16時30分まで
第9回	令和3年12月15日(水)	10時30分から	16時30分まで
第10回	令和4年 1月19日(水)	10時30分から	16時30分まで
第11回	令和4年 2月16日(水)	10時30分から	16時30分まで
第12回	令和4年 3月16日(水)	10時30分から	16時30分まで

(福祉支援センター分)

第1回	令和3年 6月 5日(土)	10時30分から	16時30分まで
第2回	令和3年 9月 4日(土)	10時30分から	16時30分まで
第3回	令和3年12月 4日(土)	10時30分から	16時30分まで
第4回	令和4年 3月 5日(土)	10時30分から	16時30分まで

※ 各回とも10:30～12:00、13:00～14:30、15:00～16:30にて実施
それぞれの時間帯に1組づつ、1日あたり3組まで

※ 福祉支援センター開催分については「ひきこもり・生活の悩み 出張相談会」
として実施(生活困窮者自立相談支援事業との共催)

-4 訪問相談及び電話相談の受付及び対応

受付については窓口を健康福祉部セーフティネットコールセンターとする

初回相談については、原則委託場所における相談とする

二回目以降の相談について電話相談および訪問の対応を行う

相談希望者の状況に応じ、上記以外の日時でも相談を行う

その際の日時・場所等については相談希望の方と相談員との合意にて決定

-5 相談員

臨床心理士、社会福祉士、精神保健福祉士及び保健師の資格のいずれかを有する者
1名以上

4 地域啓発事業「セミナー」 概要

-1 開催予定日時

- 第 1回 令和3年 9月25日(土) 14時00分から 16時00分まで
- 第 2回 令和4年 1月29日(土) 14時00分から 16時00分まで
- ※ 開催日程及び開始・終了時刻は開催内容により変動する場合あり
内容決定次第、セーフティネットコールセンターと協議し決定

-2 開催予定会場

- 各回とも 多摩平の森ふれあい館 集会室6
- または イオンモール多摩平の森3階 イオンホールA・B
- 社会情勢等の状況に応じて、オンラインにて開催の場合あり

-3 対象者

- ひきこもり問題に関心のある方
- 多摩平の森ふれあい館開催の場合 定員30~50名(予定)
- イオンホール開催の場合 定員50~100名(予定)

-4 参加費

- 参加者からは徴収しない

-5 協力団体

- 特定非営利活動法人 KHJ全国ひきこもり家族会連合会 本部事務局(予定)

-6 共催団体

- 日野市地域ひきこもり家族会(予定)

-7 受付及び対応

- 参加希望については事前申込制とするが、空席があれば当日会場申込での参加可とする
- セミナー開催についての問い合わせ及び事前の参加申込受付については
窓口を健康福祉部セーフティネットコールセンターとする
- オンライン開催の場合、日野市公式LINEから閲覧希望の申込を受付
- 指定公開期間中のみ動画を公開 指定期間に窓口より希望者へ参加IDの交付を行う
- 希望者側から日野市公式YouTubeアカウント等へのアクセスを行い、閲覧

5 地域団体との連携 概要

日野市地域ひきこもり家族会等の、地域住民有志の自主運営による団体や個人との
情報交換や連携を行い、間接的にひきこもり当事者とその家族への支援の充実を図る

令和3年3月

令和3年度 高次脳機能障害者支援事業 事業計画書

1 業務概要

高次脳機能障害者（児）及びその家族等からの相談に応じ、また、医療機関、就労支援センターその他の関係機関との連携を図り、高次脳機能障害者（児）に対し適切な支援を行い、身近な地域で自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう支援する。

2 事業名称

高次脳機能障害者支援センター・つくし

3 職員体制及び実施時間等

1) 職員体制

統括責任者 1名

支援相談員 1名

2) 実施日・時間

原則として月曜～金曜日（祝日、年末年始を除く）

9:00～17:00

3) 実施期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日

4) 実施場所

日野市多摩平 3-5-21 居宅介護支援事業所かりん内

5) 専用連絡先

070-1316-8800

4 対象者

市内に住所を有する高次脳機能障害者（児）及びその家族等

5 対象地区

日野市全域

6 事業計画

1) 相談支援

個別の相談に応じ、適切な指導、助言、情報提供を行う。また、支援計画を作成し自立に向けた支援を関係機関と協議して実施する。

2) 関係機関との連携

- ① 医療機関、就労支援センター、家族会、障害者サービス事業所、介護保険事業所等の関係機関との連携を行うとともに、定期的に関係機関連絡会等を開催し情報を共有する。
- ② 関連の NPO 法人（愛隣舎）が実施する「高次脳機能障害者デイサービスなのはな」の運営支援を行う。

3) 社会資源の把握・開拓

地域における保健・医療・福祉関係機関における高次脳機能障害者（児）に対する支援状況を把握するとともに、社会資源の開拓を以下の内容で行う。

① 中央大学との連携による当事者家族会支援

- ・家族を属性に分けたグループ形成を行い、家族会へ組み入れることで家族会を補強する。

② 通所事業所の開拓

- ・個別の利用者が利用する事業所へ対して、高次脳機能障害の特性の理解をすすめる。

③ 就労先の開拓

- ・日野市障害者生活・就労支援事業くらしごと及び、医療機関との連携により、利用者一人一人の障害に応じた就労先を開拓する。

4) 広報・普及啓発

高次脳機能障害について、広く市民・医療機関その他関係機関に対し、理解の促進を図るため日野市障害福祉課とともに広報、普及啓発を行う。特に高齢領域では、地域包括支援センターや高齢福祉課、在宅療養支援課との連携により、介護保険事業所、医療機関への高次脳機能障害の理解と個別支援に対する研修会の開催等を実施する。さらに、東京都心身障害者福祉センターとの連携により、地域住民（主に民生委員）への高次脳機能障害への理解促進のための研修会等の開催を企画する。

令和 3 年 3 月

令和 3 年度事業計画書

日野市多摩平 3-5-21
社会福祉法人会創隣会
理事長 本村 雄一

事業名：シルバーピアおおさかうえ第 1 管理人業務

従事者名簿：中村知恵美・佐藤基

管理人連絡先：070-1519-7800

管理人不在時

連絡先：042-586-9141（地域包括支援センターあいりん）

目的

シルバーピアおおさかうえ第 1 に入居する、高齢者の安否の確認や緊急時の対応などを行うことにより、入居者の健康と安全を確保する。

実施期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日

実施日時

平日（日祭日と年末年始を除く）10 時から 12 時および 13 時から 15 時

但し緊急時はこの限りではない。

業務内容

- 1 安否確認（入居者の安否確認を行います）
- 2 緊急時の対応（緊急時には関係部署と連携し支援します）
- 3 疾病等に対する一時的な介護（体調不良の入居者の緊急一時支援を行います）
- 4 関係機関との連絡（高齢福祉課、地域包括支援センター、JKK 等との連絡を行います）
- 5 生活相談（入居者の日常的な生活相談を受けます）
- 6 設備の点検（定期的に設置点検を実施します）
- 7 団らん室等の管理（入居者同士の交流を深めるために団らん室を有効に活用します）
- 8 鍵の管理（緊急搬送後の防犯管理を行います）
- 9 健康管理台帳の管理（全入居者の健康管理台帳を整え管理します）

令和3年度（2021-22年）共助の基盤づくり事業 事業計画（業務委託）

実施主体

実施主体名	社会福祉法人 創隣会
担当部署	わがまる事務局（リハビリデイきりん）
担当者	多和田圭祐 免田伸子

事業計画

1. 目的

地域住民及び地域で活動する団体（以下「地域住民等」という。）が相互に協力し合い、身近な地域において誰もが安心して生活を維持できるよう、支援が必要な人と地域とのつながりを適切に確保し、これらを地域全体で支える基盤を構築することを目的とする。

2. 契約期間

令和3年（2021年）4月1日から令和4年（2022年）3月24日までとする。

3. 実施内容

（1）組織編成

事業の目的を達成するため、地域住民等からなる分野が異なる事業所等の関係者（介護、障害、児童福祉、子育て、市民活動、社会教育、地域福祉、生活困窮者）を構成員とした協議会の設置運営を行う。なお、組織編成にあたっては生活困窮者自立支援施策も担う法人を含め、協議会の構成員にも生活困窮者自立支援の担当者を置き、相互の事業の連携を図ること。

（2）活動対象地域

介護保険の日常生活圏域である「とよだ圏域」内。ただし、圏域外を対象としてもよい。

支援 ネットワーク 委員会	構成団体名	役割分担等の具体的内容
	①日野市社会福祉協議会	地域福祉
	②地域包括支援センターあいりん	高齢福祉
	③地域包括支援センターすてっぷ	
	④NPO 市民サポートセンター日野	市民活動
	⑤日野市子ども家庭支援センター多摩平	児童福祉
	⑥社会福祉法人 おおぞら やまばと	障害福祉
	⑦社会福祉法人 夢ふうせん	
	⑧みらいと	生活困窮・ひきこもり
	⑨生活就労支援センターくらしごと	就労支援
	⑩日野市民生・児童委員（中部地区）	地域住民
⑪ひの社会教育センター	社会教育	

(3) 活動内容

事業の目的を達成するため、次のような事業を行う。なお事業実施に際しては、関係機関及び関係機関からなる支援ネットワーク等との連携に留意すること。また、テーマ型募金やクラウドファンディングを取り入れるなど財源についても検討を進めること。

- ・地域の福祉ニーズを把握するために必要となる事業
- ・地域の福祉ニーズを踏まえた地域サービスの創出
- ・推進を図るために必要となる事業
- ・地域におけるインフォーマル活動の活性化を図るための事業
- ・その他地域福祉の推進を図るために必要となる事業

(4) 事業の成果目標とその達成度合いの検証

本事業の実施に当たっては、あらかじめ次のように成果目標を設け、その達成度合いを報告すること。

- ・地域の福祉ニーズを把握するため、年間に3回以上の研修や地域イベント等への参加(共催も可)
- ・地域の福祉ニーズを踏まえた地域サービスの創出・推進を図るため、年1回以上のイベントの開催
- ・地域におけるインフォーマル活動の活性化を図るため協議会を年4回以上開催する。
- ・上述の協議会で構成員から地域の福祉ニーズを年1回以上提示報告する機会を設ける。